

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会評議員選出規則

第1条（目的）

この規則は、この法人の定款第14条の規定に基づき、評議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（選出方法）

- 1 評議員は、会員を入会年毎に1ブロックに分ち、各ブロックより1名を選挙により選出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒後50年以上の会員については、これを1ブロックとし、このブロックより3名を選挙により選出する。
- 3 評議員のうち慶應義塾大学に所属している評議員の数は、全評議員数の3分の1以下とする。

第3条（選挙権及び被選挙権）

- 1 評議員選挙の選挙権は、選挙の行われる年（以下、「選挙年」という）の前年の9月1日現在の本会の正会員であり且つ同12月31日までに前年度までの会費を納入している現正会員に限りこれを有する（以下、選挙権を有する者を「選挙人」という）。
- 2 評議員選挙の被選挙権は、前項の正会員がこれを有する（以下、被選挙権を有する者を「被選挙人」という）。

第4条（選挙管理委員会）

この規則による選挙の管理執行に関する事務は、本会選挙管理委員会（以下、「委員会」という）委員及び本会事務局職員が行う。

第5条（選挙の公示）

選挙に関する公示は、選挙前年の12月、この法人の機関誌（以下「刀林」という）及びホームページにて行うものとする。

第6条（選挙人名簿）

選挙前年の9月1日現在における正会員台帳に記載又は記録される選挙人及び被選挙人をもって構成する名簿を選挙人名簿とする。

第7条（選挙人名簿の閲覧等）

- 1 選挙人及び被選挙人は、選挙前年の12月1日から選挙年12月31日までの間、本会の事務局において選挙人名簿を縦覧又は閲覧することができる。

- 2 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤記等があると認めるときは、選挙年の1月31日までに、委員会委員長（以下、「委員長」という）に異議の申立てをすることができる。
- 3 委員長は委員会を開いて前項の異議を審議するものとし、委員会が異議の申立てを認めるときは、選挙人名簿の訂正を行い、これを選挙人及び被選挙人に告示しなければならない。

第8条（選挙期日）

選挙期日は、前任者の任期満了年の3月末日までとする。

第9条（投票）

- 1 選挙人は、自己の所属するブロックにおける会員の中から評議員を選出するために、あらかじめ委員会が定めた投票用紙を用いて投票し、これを本会事務局に選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。
- 2 投票は、無記名投票とし、1用紙に1名の会員の氏名を記載しなければならない。

第10条（開票）

- 1 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、正会員の中から2名以上の開票立会人を指名する。
- 2 開票は、開票立会人の立会いの下に、選挙終了後直ちに行わなければならない。

第11条（投票の効力）

- 1 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、上限を超える人数で連記すること、選挙人として投票者自身の氏名を記入すること、当該ブロックに登録された者以外の氏名を記入すること、氏名のほかの余事を記載すること、期限に遅れて投票用紙を郵送すること等、第9条に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項を無効とする。

第12条（評議員の当選人の決定）

- 1 評議員の当選の決定に当たっては、第2条に定める各ブロックにおける定数に応じ、得票数の多い者から順次当選人とする。
- 2 得票数が同数の場合は、そのブロック内会員の協議により1名を当選人とする。
- 3 前2項の結果、全当選人のうち、慶應義塾大学に所属する当選人（以下「学内当選人」という）の数が全当選人数の3分の1を超えたときは、学内当選人を選出した卒業年次の新しいブロックから順に辞退し、当該ブロックにおいて次点となった学外会員を

繰り上げて当選人とする。

- 4 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに選挙人に選挙結果を知らせるとともに、刀林あるいはホームページで公表しなければならない。

第13条（異議の申立て）

選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果発表日から14日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

第14条（再選挙）

- 1 選挙に関する不正行為の有無及び当該選挙の効力は、委員会において審議し、決定し、理事長に報告する。
- 2 前項の審議の結果、選挙の無効が決定された場合には再選挙を行う。

第15条（当選人の繰上補充）

- 1 選挙日から15日以内に当選人が辞退又は正会員の資格を喪失したときは、当該ブロックの得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。

第16条（評議員の欠員）

- 1 評議員に欠員が生じた場合には、当該ブロックの選挙における、次点以降の投票数の多い順に欠員数を繰り上げ当選とする。
- 2 前項をもって、選挙評議員の定数に足りる繰り上げ当選者を得ることができない場合には、その不足の員数について更に第2条に準じて補欠選挙を行う。
- 3 前2項により選出された補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期満了する時までとする。

第17条（選挙事務）

選挙に関する事務は、本会の事務局において行う。

第18条（規則の変更）

この規則は、社員総会の議決によって変更することができる。

附則

- 1 この規則は、この法人の設立日から施行する。